

改 正 後

提出用

平成□□年分贈与税の修正申告書(別表)

		受取者の氏名	(世帯主)												
1 年 課 税 分	① 修正前の課税額(第一表)		第三表												
	財産の価額の合計額(課税価格)		①												
	不動産の販売額(販売価格)		② 販売額												
	基礎控除額		③ 基礎控除額												
	④ 及び⑤の換算後の課税価格((①-②-③) 1,000円未満切捨て)		④												
	⑥に対する税額		⑤												
	外因税額の合計額		⑥ 外因税額												
	差引税額(④-⑥)		⑦ 差引税額												
	相続税負担割合														
	特定贈与者ごとの課税価格の合計額		⑧ 特定贈与者ごとの課税価格の合計額												
相続税負担割合		⑨ 相続税負担割合													
合 計	課税価格の合計額(①+⑧)		⑩ 課税価格の合計額(①+⑧)												
	差引税額(交付すべき税額(④+⑨)) 1,000円未満切捨て		⑪ 差引税額(交付すべき税額(④+⑨)) 1,000円未満切捨て												
	基礎控除額の合計額		⑫ 基礎控除額												
	相続税負担割合		⑬ 相続税負担割合												
	申告額までに算入すべき税額(④-⑨)		⑭ 申告額までに算入すべき税額(④-⑨)												
相 続 時 間 算 課 税 分	⑤ 修正前の課税額(第二表)		第四表												
	被取扱者の氏名		住宅取得専用資金の貸付額 ⑮												
	贈与者の氏名		住宅取得専用資金の合計額 ⑯												
	⑦のうち非課税の適用を受ける金額		⑯												
	⑧のうち非課税の適用を受ける金額		⑰ 非課税額												
	贈与金利の適用を受ける金額(⑦+⑧) (最高50万円)		⑯ 非課税額												
	⑨のうち課税価格に算入される金額(④-⑦)		⑱ 課税額												
	⑩のうち課税価格に算入される金額(④-⑨)		⑲ 課税額												
	⑪のうち算入される非課税額(50万円-⑨)		⑳ 非課税額												
	⑫のうち前年の課税額(第二表)		第五表												
被取扱者の氏名		住宅取得専用資金の貸付額(前年) 1,000円未満切捨て													
⑭のうち課税価格の合計額(課税価格)		⑮ 課税額													
⑯のうち 住宅取得専用資金の額		⑯													
⑯のうち 住宅取得専用資金以外の額(④-⑯)		⑯													
過去の年分の申告において算出した住宅資金特別控除額の合計額(最高1,000万円)		⑯													
住宅資金特別控除額の合計額(1,000万円-⑯)		⑯													
住宅資金特別控除額(他の金利と同一の金利がいすゞ低い金利)		⑯													
⑯の貸付状況の貸付額(④-⑯)		⑯													
過去の年分の申告において算出した特別控除額の合計額(最高2,500万円)		⑯													
特別控除額の合計額(2,500万円-⑯)		⑯													
特別控除額(他の金利と同一の金利がいすゞ低い金利)		⑯													
翌年以降に算入される特別控除額(2,500万円-⑯)		⑯													
⑯の貸付状況の貸付額(④-⑯) 1,000円未満切捨て		⑯													
⑯に対する税額(5%×⑯)		⑯													
外因税額の合計額		⑯ 外因税額													
差引税額(④-⑯)		⑯ 差引税額													
⑬ 修正申告によって算出した項目															
見 緒 の 内 容														日 無 の 規 定	

※ 被取扱者の氏名 番号欄
記入欄には記入しないでください。

〔表5-10-3-1-A-1表-1〕(平成21.10)

改 正 前

平成□□年分贈与税の修正申告書(別表)

		受取者の氏名	(世帯主)												
I 年 課 税 分	① 修正前の課税額(第一表)		第六表												
	財産の価額の合計額(課税価格)		①												
	不動産の販売額(販売価格)		② 販売額												
	基礎控除額		③ 基礎控除額												
	④及び⑤の換算後の課税価格((①-②-③) 1,000円未満切捨て)		④												
	⑥に対する税額		⑤												
	外因税額の合計額		⑥ 外因税額												
	差引税額(④-⑥)		⑦ 差引税額												
	相続税負担割合														
	特定贈与者ごとの課税価格の合計額		⑧ 特定贈与者ごとの課税価格の合計額												
相続税負担割合		⑨ 相続税負担割合													
II 合 計	課税価格の合計額(①+⑧)		第七表												
	差引税額(交付すべき税額(④+⑨)) 1,000円未満切捨て		⑪ 差引税額(交付すべき税額(④+⑨)) 1,000円未満切捨て												
	基礎控除額の合計額		⑫ 基礎控除額												
	相続税負担割合		⑬ 相続税負担割合												
	申告額までに算入すべき税額(④-⑨)		⑭ 申告額までに算入すべき税額(④-⑨)												
III 合 計	② 修正前の課税額(第二表)		第八表												
	被取扱者の氏名		住宅取得専用資金の貸付額 ⑮												
	贈与者の氏名		住宅取得専用資金の合計額 ⑯												
	⑦のうち非課税の適用を受ける金額		⑯												
	⑧のうち非課税の適用を受ける金額		⑰ 非課税額												
	贈与金利の適用を受ける金額(⑦+⑧) (最高50万円)		⑯ 非課税額												
	⑨のうち課税価格に算入される金額(④-⑦)		⑱ 課税額												
	⑩のうち課税価格に算入される金額(④-⑨)		⑲ 課税額												
	⑪のうち算入される非課税額(50万円-⑨)		⑳ 非課税額												
	⑫のうち前年の課税額(第二表)		第九表												
被取扱者の氏名		住宅取得専用資金の貸付額(前年) 1,000円未満切捨て													
⑭のうち課税価格の合計額(課税価格)		⑮ 課税額													
⑯のうち 住宅取得専用資金の額		⑯													
⑯のうち 住宅取得専用資金以外の額(④-⑯)		⑯													
過去の年分の申告において算出した住宅資金特別控除額の合計額(最高1,000万円)		⑯													
住宅資金特別控除額の合計額(1,000万円-⑯)		⑯													
住宅資金特別控除額(他の金利と同一の金利がいすゞ低い金利)		⑯													
翌年以降に算入される住宅資金特別控除額(1,000万円-⑯)		⑯													
⑯の貸付状況の貸付額(④-⑯)		⑯													
過去の年分の申告において算出した特別控除額の合計額(最高2,500万円)		⑯													
特別控除額の合計額(2,500万円-⑯)		⑯													
特別控除額(他の金利と同一の金利がいすゞ低い金利)		⑯													
翌年以降に算入される特別控除額(2,500万円-⑯)		⑯													
⑯の貸付状況の貸付額(④-⑯) 1,000円未満切捨て		⑯													
⑯に対する税額(5%×⑯)		⑯													
外因税額の合計額		⑯ 外因税額													
差引税額(④-⑯)		⑯ 差引税額													
⑬ 修正申告によって算出した項目															
見 緒 の 内 容														日 無 の 規 定	

※ 被取扱者の氏名 番号欄
記入欄には記入しないでください。
〔表5-10-3-1-A-1表-1〕(平成20.10)

改正行

改 正 前

平成□□年分贈与税の修正申告書（別表

卷八

1

平成□□年分贈与税の修正申告書（別表）

受給者の氏名

第三卷 平成2年分以降
この用紙を活用して、申込書に必要な項目を記入して下さい。

改 正

改订前

誰 誰 か を 帰

1. 修正申告は、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）で「①修正前の課税額（第一表）」、「②修正前の非課税額（第一表の二）」及び「③修正前の課税額（第二表）」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二表は第二表に記入して、一緒に提出してください。

（注）修正申告書（別表）の「修正前の課税額（第一表の二）」欄及び「修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続税清算額認定の適用がある場合に記入してください。

2. この修正申告書（別表）の各欄は、次により記入してください。

（1）「①修正前の課税額（第一表）」、「②修正前の非課税額（第一表の二）」及び「③修正前の課税額（第二表）」の各欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決算の通知書などから詳細な情報を記入してください。

（注）相続税清算額認定の適用がある場合に記入する場合は、別表（修正申告書（別表））を修正してください。また、相続税清算額認定の修正申告書を提出する場合は、それそれに伴って修正申告書（別表）を作成してください。これらの場合、「①修正前の課税額（第一表）」欄及び「修正申告によって異動した項目」欄について、いずれか1枚のみに記入してください。

（2）「修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動した内容及びその要旨を記入してください。

3. 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。

（1）「平成〇〇年分の単分税の申告額」の□□口に、修正する年分の金額を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。

（2）「I 債作譲割区分」、「II 相続財産譲割区分」及び「III 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

（3）「利付定期の合計額（利付すべき税額）の用印欄」の□□□の空間には修正する年分の金額を記入してください。

（4）「金」欄には、申告書第一表の「金」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「金」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

（5）「申告額見直しに付すべき税額の増加額」欄の「（原一第三表「平成 年分単分税の修正申告書（別表）」の原）」の空間には修正する年分の金額を記入してください。

（6）「金」欄には、申告書第一表の「金」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「金」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

4. 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。

（1）「平成〇〇年分単分税の申告額（生年被扶養者原の新規申告額）」の□□□の□□□に「（修正）」と記入してください。

（2）「生年被扶養者の非課税部分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

5. 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。

（1）「平成〇〇年分単分税の申告額（相続税清算額認定の計算細部）」の□□□に、修正する年分の金額を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。

（2）「相続税清算額認定部分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

且、利付すべき税額（申告書第一表の「金」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第二表、修正申告書（別表））を提出する日までに納付してください。

また、利付すべき税額には、申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の返税率の計算方法により算定して同時に納付してください。

なお、一時的に納付が困難なときは、税務署（貯取担当）にご相談ください。

◎ 税率表の計算方法

期初に納付すべき本年の額	簿庫税の割合	期間(月数)	延滞税の額
10,000円未満の最短納付額	7.2% (12)	中期限の起算日から延滞の日数まで	100円未満の場合は切り捨て

(注) 経済税の割合は、年率換算(1/12～12/31)で適用することとなります。

具体的には次のと

- ・修正申告書を提出した日の翌日から今月を超過する日まで…年 17.3%
（12か月の平均預定期間の延長を算定対象として、12か月のうち増加分を除く場合）

11／次の日本銀行の追める基準割引率(4.1%)のいずれか低い割合
・ 優等車券料率(4.1%)を以て算出)を日本の駅券公免(其を超過)を以て後「4.1%

本利の額が10,000円未満の場合には、施設費は納付する必要はありません。

通常税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。

申告書を提出してから1作を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、既に

となる「期間（日数）」に特例が設けられていて、ですから祝祭日にあたるとき

癡　音　か　た　録

- 1 紹正申告は、修正前の課税額をこの申告書第三表(以下「修正申告書(別表)」といいます)の「修正前の課税額(第一表)」欄及び「修正前の課税額(第二表)」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表又は第二表に記入して、一緒に提出してください。

(注) 修正申告書(別表)の「修正前の課税額(第二表)」欄及び申告書第二表は、相続時控除課税の適用がいる場合に限り記入してください。

2 この修正申告書(別表)の各欄は、次により記入してください。

(1) 「修正前の課税額(第一表)」及び「修正前の課税額(第二表)」の各欄は、修正申告を提出する直前の申告書や更正・法定の通知書などをから課税額を記入してください。

(注) 待定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書(別表)を作成してください。この場合、「修正前の課税額(第一表)」欄及び「修正申告によって提出した事項、欄については、いずれか1枚のみに記入してください。

(2) 「修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。

3 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。

(1) 「平成□□年分の贈与の申告書」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右欄の余白に「(修正)」と記入してください。

(2) 「1 年間贈与税額」、「2 相続時控除課税区分」及び「3 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

(3) 「追加税額の合計額」(納付すべき税額)の増加額」欄の「(四) 第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の(4)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。

(4) 「4」欄には、申告書第一表の「(4)」欄の金額からこの修正申告書(別表)の「(4)」欄の金額を差引いた金額を記入してください。

(5) 「5 中告期間までに納付すべき税額の割引額」欄の「(四) 第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の(5)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。

(6) 「6」欄には、申告書第一表の「(6)」欄の金額からこの修正申告書(別表)の「(6)」欄の金額を差引いた金額を記入してください。

4 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。

(1) 「平成□□年分贈与税の申告書(相続時控除課税の計算明細書)」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右欄の余白に「(修正)」と記入してください。

(2) 「相続時控除課税区分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

5 納付すべき税額(申告書第一表の「3」欄の金額)は、修正申告書(申告書第一表、第二表、修正申告書(別表))を提出する日までに納付してください。

また、納付すべき税額には、申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難なときは、税務署(徴収担当)にご相談ください。

(6) 延滞税の算定方法

新たに納付すべき水料の額 10,000円未満の滞納例	×	延滞料の割合 7.0% (月)	期間(日数) 申告期限の翌日から完納までの日数	延滞料の額 100円未満の場合は切捨て
-------------------------------	---	--------------------	----------------------------	------------------------

(社) 増額税の場合は、年単位(1/1~12/31)で適用することとなります。
具体的には次のとおりです。

修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで…年「7.3%」と
「前年の11／30の日本銀行の定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合

修正申告書を提出した日の翌日から2月を超過した日以後…年 14.5%
本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税は創付する必要はありません。

延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。

中告書を提出してから 1 年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の発

の基礎となる「期間(用意)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。

改 正 表

廢年課稅用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細欄

受贈者の氏名

この表は、平成17年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例の適用を受けた人が、平成21集中に贈与を受ける財産について贈与税率による税率の計算に使用します。

(1) 平成17年分の贈与税について適用を受けた住宅取得資金等の贈与の特例に関する事項

就労者の氏名 (中止者との区別)	申告した就労者
()	既就労

(2) 捷報網格に対する接続の計算

算出される財務の価値の合計額（申告書第一表の（①）～（④）の合計）	①	
この荷物の追加を受けた仕訳取得資本分の額 (1,000万円を相える場合は、1,000万円になります。)	②	
仕訳資本金等の額の $\frac{1}{3}$ に相当する会計額（②× $\frac{1}{3}$ ）	③	
（①+③）の会計額	④	
基礎控除額	⑤	1,100,000
減税控除額（④-⑤）【1,000円未満は切り捨てます。】	⑥	,000
⑥に対する税額 （申告書第一表の追算表（平成15年分以降用）を使って計算します。）	⑦	
（⑧-1,100,000円）の会計額【1,000円未満は切り捨てます。】	⑧	,000
⑨に対する税額 （申告書第一表の追算表（平成15年分以降用）を使って計算します。）	⑨	
算出税額（⑩-⑪）【マイナスの場合0】 （申告書第一表の価格へ高級します。）	⑩	
（注）「贈与税の追算表（平成15年分以降用）」は申告書第一表（控用）の裏面に掲載しています。		

(注)「贈与税の還算額(平成15年分以降用)」は申告書第一表(控用)の裏面に掲載しています。

改 正 射

歷年課稅用

住家取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

支那の民族

この表は、平成20年版と平成21年版の階層別について、住宅取得実質負担の順位の変動を示すものである。平成20年版では、既存の階層別順位と比較して、新規の階層別順位に変動が見られる。
既存の階層別順位は、既存の階層別順位に変動が見られる。
新規の階層別順位は、既存の階層別順位に変動が見られる。

(1) 平成16年分又は平成17年分の贈与税について適用を受けた住宅取得資金等の贈与の特例に関する事項

化粧品販賣店の 商号と登録番号	登録者の氏名 (中性者との経営)	申込した 現 販 売
甲戌年分	()	新規第

お問い合わせ窓口は令和元年12月31日までに地

(1) 課税課税に付する税額の割合) の第3項の最初には、チ

の死後、公路部が手のひらで公債を買取る形で公債化する。(2) 既存公債の償還と公債を買取る形で、(3) 既存公債に対する割引付付替りの形で公債を買取る形である。

(2) 探査価値に対する指標の計算

算出される財務や会計上の合計額（報告書第一表の（Ⅰ）～（Ⅳ）の合計）	①	円
この特例の適用を受けた仕訳を算出する際の原資（ $1,500$ 万円を超過する場合は、 $1,500$ 万円になります。）	②	
仕訳計算結果の頂の $\frac{1}{3}$ に相当する金額（ $② \times \frac{1}{3}$ ）	③	
（Ⅰ）中身の金額	④	
基底価額	⑤	1,100,000
算出基準（Ⅰ～Ⅳ）【1,500万円未満は切り捨てです。】	⑥	,000
新に対する追加（新規の追跡表（平成15年分以降用））を使って計算します。）	⑦	
（Ⅲ～Ⅳ、1,100,000円）の金額【1,500万円未満は切り捨てです。】	⑧	,000
旧に対する追加（旧規の追跡表（平成15年分以降用））を使って計算します。）	⑨	
算出基準（Ⅴ～Ⅷ）【マイナスの場合は0】 （少額者～表の最終へ修飾します。）	⑩	

(3) 死亡した住宅取得資金の譲与者に関する事項

死亡した 者と者の名前		死む時の場所				
死亡年月日	、	死亡した病院名に就る連絡係の 名前とその担当の看護師の名前	有・無	「育」の組合の 看護師の名前		我孫子

(3) 上記相手契約の(1)に該当する由忠営業資金券の割引があるときは、平成20年分

改 正 後				改 正 前																																				
(平成 21 年 分 以 降 用)	相続時精算課税選択届出書			(平成 20 年 分 以 降 用)	相続時精算課税選択届出書																																			
	<p>○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 所 又は居 所</td> <td style="width: 20%;">平 電話(- -)</td> <td style="width: 20%;">住 所 又は居 所</td> <td style="width: 20%;">平 電話(- -)</td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日</td> <td></td> <td>平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受 購 者</td> <td>フリガナ</td> <td>受 購 者</td> <td>フリガナ</td> </tr> <tr> <td>姓 名 (生年月日)</td> <td>(大・昭 年 月 日)</td> <td>姓 名 (生年月日)</td> <td>(大・昭 年 月 日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">税務署長 構</td> <td colspan="2">税務署長 構</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定贈与者との接觸</td> <td colspan="2">特定贈与者との接觸</td> </tr> </table> <p>私は、下記の特定贈与者から平成 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9 第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の特徴を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 特定贈与者に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 所 又は居 所</td> <td style="width: 20%;">住 所 又は居 所</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td>フリガナ</td> </tr> <tr> <td>姓 名</td> <td>姓 名</td> </tr> <tr> <td>生年月日 明・大・昭 年 月 日</td> <td>生年月日 明・大・昭 年 月 日</td> </tr> </table> <p>2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となつた場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">推定相続人となつた理由</td> <td style="width: 20%;">推定相続人となつた年月日</td> <td style="width: 20%;">推定相続人となつた理由</td> <td style="width: 20%;">推定相続人となつた年月日</td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table> <p>3 添付書類</p> <p>次の(1)～(4)のすべての書類が必要となります。 なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に印を記入してください。)</p> <p>(1) □ 受取者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を記する書類 ① 受取者の氏名、生年月日 ② 受取者が特定贈与者の推定相続人であること</p> <p>(2) □ 受取者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受取者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を記す書類(受取者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を記す書類でも差し支えありません。)</p> <p>(3) □ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を記する書類</p> <p>(4) □ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を記す書類(特定贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を記す書類でも差し支えありません。) (注) 1 相続特別増税法第 70 条の 3(特定の贈与者から住む取得等資金の贈与を受けた場合の相続税の特例)の適用を受ける場合には「平成 16 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を記す書類」となります。 2 (1)の書類として特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、受取者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を記す書類(受取者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を記す書類でも差し支えありません。)又は平成 16 年 1 月 1 日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の場合は差し支えません。</p> <p>(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)</p> <p>作成税理士 稽核番号 </p> <p>※ 稽核番号記載欄 届出番号 - 名前 領 地域 稽核 (注) 稽核番号は記入しないでください。 (注) 稽核番号は記入しないでください。(平成20,10)</p>	住 所 又は居 所	平 電話(- -)		住 所 又は居 所	平 電話(- -)	平成 年 月 日		平成 年 月 日		受 購 者	フリガナ	受 購 者	フリガナ	姓 名 (生年月日)	(大・昭 年 月 日)	姓 名 (生年月日)	(大・昭 年 月 日)	税務署長 構		税務署長 構		特定贈与者との接觸		特定贈与者との接觸		住 所 又は居 所	住 所 又は居 所	フリガナ	フリガナ	姓 名	姓 名	生年月日 明・大・昭 年 月 日	生年月日 明・大・昭 年 月 日	推定相続人となつた理由	推定相続人となつた年月日	推定相続人となつた理由	推定相続人となつた年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
住 所 又は居 所	平 電話(- -)	住 所 又は居 所	平 電話(- -)																																					
平成 年 月 日		平成 年 月 日																																						
受 購 者	フリガナ	受 購 者	フリガナ																																					
姓 名 (生年月日)	(大・昭 年 月 日)	姓 名 (生年月日)	(大・昭 年 月 日)																																					
税務署長 構		税務署長 構																																						
特定贈与者との接觸		特定贈与者との接觸																																						
住 所 又は居 所	住 所 又は居 所																																							
フリガナ	フリガナ																																							
姓 名	姓 名																																							
生年月日 明・大・昭 年 月 日	生年月日 明・大・昭 年 月 日																																							
推定相続人となつた理由	推定相続人となつた年月日	推定相続人となつた理由	推定相続人となつた年月日																																					
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日																																					

改 正・後	改 正・前
<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者がから贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。</p> <p>2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。</p> <p>なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。</p> <p>3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。</p> <p>4 「① 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。</p> <p>5 「② 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合」欄には、推定相続人となった理由（義子義孫等）及び推定相続人となった年月日を記入してください。</p> <p>6 「③ 添付書類」欄には、添付している書類の□に印を記入してください。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 受贈者が年の途中で義子義孫等により特定贈与者の推定相続人になった場合、推定相続人となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。</p> <p>(2) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受贈者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。</p> <p>この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。</p>	<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者がから贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。</p> <p>2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。</p> <p>なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。</p> <p>3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄（子、義子、孫等）を記入してください。</p> <p>4 「① 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。</p> <p>5 「② 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合」欄には、推定相続人となった理由（義子義孫等）及び推定相続人となった年月日を記入してください。</p> <p>6 「③ 添付書類」欄には、添付している書類の□に印を記入してください。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 受贈者が年の途中で義子義孫等により特定贈与者の推定相続人になった場合、推定相続人となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。</p> <p>(2) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受贈者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。</p> <p>この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」もあわせて提出することとなります。</p>

改 正 令

平成____年分 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書

受 贈 者 名 称 等 の 記 入 欄	住 所 又は 贈 所	平 常 普 普 (- - -)	
	アリガナ		
	氏 名 (生年月日)	(大・昭 年 月 日)	
	特記欄(答を記入)		

私は、下記の利害関係者からの届けにより前記した特定受贈森林施業計画対象山林について、相場特別割引法第60条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、相場特別割引法施行規則第23条の2の2第5項各号に規定する書類を添付して提出します。

平成21年4月1日以後の開示用印

部

1 特定贈与者に関する事項

住 所 又は 居 所	
フリーマント	
氏 名 (生年月日)	(明・大・昭 年 月 日)

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分	_____署 平成_____年分
-----------------------	------------------

3 特例の適用を受ける特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項

落成登録年月日 (形態番号)	所 在 場 所	立本又は 土地の別 地図の別冊	出 手	立 本 又 は 地 庫 の 新 刊
()			は	内
()				
()				
合 計		立 本		
		北地等		

(注)上欄に記入しきれないとときは、逐官の用紙に右の用紙を記入して添けしてください。

4添付書類

次の書類が必須となります。

(皆指の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

□ 特定受贈森林施業計画対象山林について原主の前に市町村長等の認定を受けた森林所有権登記に係る森林所有権登記の写し及びその森林所有権登記に係る認定書の写し並びにその他の参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士	㊞	組 織 番 号			
税 务 咨 询 理 事	税 务 咨 询 理 事	□ □ □ □ □ □ □	税 务 咨 询 理 事	□ □ □ □ □ □	税 务 咨 询 理 事

※印欄には記入しないでください。

(第5~6~8~9~10頁) 5頁

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈りを受けた特定受贈森林施設計画対象山林について、相続税の課税価格の勘定措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。</p> <p>2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の勘定措置は受けられません。）。</p> <p>なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。</p> <p>3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成_年分 特定受贈森林施設計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。</p> <p>4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との親類を記入してください。</p> <p>5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。</p> <p>6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈り税の半分を記入してください。</p> <p>7 「3 特別の適用を受ける特定受贈森林施設計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の勘定措置を受けるために届け出る特定受贈森林施設計画対象山林に係る森林施設計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林施設計画対象山林の所在場所、立木又は土地等の別、面積及びその価額を記入してください。</p>	<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈りを受けた特定受贈森林会社株式等又は特定受贈森林施設計画対象山林について、相続税の課税価格の勘定措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。</p> <p>2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の勘定措置は受けられません。）。</p> <p>なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。</p> <p>3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成_年分 <u>特 定 受 贈 団 体 等</u> に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。</p> <p>4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との親類（子、娘子、孫等）を記入してください。</p> <p>5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。</p> <p>6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈り税の半分を記入してください。</p> <p>7 「3 特定受贈森林会社株式等に係る事項」欄には、相続税の課税価格の勘定措置を受けるために届け出る特定受贈森林会社株式等に係る法人名、1床（口）当たりの面積、特別の適用を受ける株式（引当）の面積及びその価額を記入してください。</p> <p>8 「4 特定受贈森林施設計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の勘定措置を受けるために届け出る特定受贈森林施設計画対象山林に係る森林施設計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林施設計画対象山林の所在場所、立木・土地等の別、面積及びその価額を記入してください。</p>

改 正 後

平成____年分 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書付表

受贈者の氏名		
5 受贈者の相続開始年月日 平成 年 月 日		
6 受贈者の相続人に関する事項		
姓 又は 居 所		
フリガナ		
氏 名	㊞	㊞
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との配偶		
住 所 又は 居 所		
フリガナ		
氏 名	㊞	㊞
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との配偶		
住 所 又は 居 所		
フリガナ		
氏 名	㊞	㊞
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との配偶		

平成 21 年 4 月 1 日以降の場合は用

(注) 受贈者の相続人(包括受贈者を含みます。)に特定贈与者がいる場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

二 添付書類

次の書類が必要となります。

(注) 他の添付がなされているか添附の上、口にノ印を記入してください。)

 上記に記入した人の戸籍の謄(抄)本など受贈者のすべての相続人(包括受贈者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(印を押した日以後に作成されたものを提出してください。)

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から 10 か月以内に、その受贈者の相続人(包括受贈者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「平成____年分 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。

改 正 前

平成____年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書付表
特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書

受贈者の氏名		
6 受贈者の相続開始年月日 平成 年 月 日		
7 受贈者の相続人に関する事項		
姓 又は 居 所		
フリガナ		
氏 名	㊞	㊞
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との配偶		
住 所 又は 居 所		
フリガナ		
氏 名	㊞	㊞
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との配偶		
住 所 又は 居 所		
フリガナ		
氏 名	㊞	㊞
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との配偶		

平成 18 年 分 以降用

(注) 受贈者の相続人(包括受贈者を含みます。)に特定贈与者がいる場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

三 添付書類

次の書類が必要となります。

(注) 他の添付がなされているか確認の上、口にノ印を記入してください。)

 上記に記入した人の戸籍の謄(抄)本など受贈者のすべての相続人(包括受贈者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(印を押した日以後に作成されたものを提出してください。)

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から 10 か月以内に、その受贈者の相続人(包括受贈者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「平成____年分 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>1 この付表は、受贈者が「平成__年分 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈森林施業計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時清算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の報復価格の差額割引を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。</p> <p>2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「平成__年分 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。）。</p> <p>3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。</p> <p>4 「<u>5.</u> 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。</p> <p>5 「<u>6.</u> 受贈者の相続人に係る事項」欄には、受贈者の相続人（包括受贈者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との親情を記入してください。</p>	<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>1 この付表は、受贈者が「平成__年分 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈森林施業計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時清算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林施業計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時清算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林施業計画対象山林に係る特定受贈森林施業計画対象山林について、<u>新規直営川道債についての相続税の割引価格の割引</u>を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。</p> <p>2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「平成__年分 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。）。</p> <p>3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。</p> <p>4 「<u>6.</u> 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。</p> <p>5 「<u>7.</u> 受贈者の相続人に係る事項」欄には、受贈者の相続人（包括受贈者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との親情を記入してください。</p>

卷之三

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">使 用 目 的 等</p> <p>1. この判定明細書は、特定贈与者であった被相続人の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定期間会社株式等について特選事業用資産についての相続税の課税価格の計算の権利を受けようとする場合に、その贈与時において特例の適用要件を満たしているかどうかを判定するための書類です。</p> <p>2. この判定明細書は、贈与税の申告において「贈与税の申告書第一表」、「贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」及び「平成…年分 特定期間会社株式等による贈与額」その他必要な添付書類と一緒に提出してください。</p> <p>3. 用語の意義</p> <p>(1) 「ア 株式等の状況」欄の「氏名（名称）」欄及び④欄の「特定贈与者の親族等」とは、特定贈与者の親族及びその特定贈与者と供託特別措置法施行令第40条の2の2第8項により準用される第40条の2第9項に定める特別の関係のある者をいいます。</p> <p>(2) ②及び⑤欄の「中心的な同族団体株主グループ」とは、受贈者(A)並びにその受贈者(A)の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の親族をいいます。</p> <p>4. 記載に当たっての留意事項</p> <p>(1) ①、③、④及び⑥欄の総括等には、該決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式（出資）の株数等が含まれます。</p> <p>(2) ④、⑤及び⑥欄の総括等には、該決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等は含まれません。</p> <p>(3) 「ア 株主等の状況」欄には、「特定期間会社株主等である者及び中心的な同族団体株主グループに属する者」について各人ごとに記入し、それ以外の株主又は社員については「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。</p> <p>(4) A欄には、受贈者の氏名を記入します。</p> <p>(5) 「イ 特定期間会社が今回の贈与の前に贈与をした当該法人の株式（出資）について承認特別措置法第69条の5第10項の届出状況」欄には、特定期間会社株式等（2の法人の株式（出資）を除きます。）とみなされる租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対応株式（2の法人の株式（出資）に限りません。）についても記載します（今回の贈与を受けた人以外の人に係る株式（出資）を含みます。）</p> <p>(6) ②、③及び④欄は、今回の贈与の時ににおいて当該株式（出資）を原則的評価方式により評価した額を記入します。</p> <p>(7) 「3」欄に係る法人は、当該法人に係る株式（出資）の贈与の直前及び贈与の時において、特定贈与者及び特定期間会社の親族等が、その法人の発行済株式総数等（該決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除きます。次の(8)において同じです。）の2分の1超の株式等（該決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除きます。次の(8)において同じです。）を有している法人（特定期間会社株式等とみなされる租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対応株式に係る法人を含みます。）に限られます。</p> <p>また、租税特別措置法第69条の5第10項の届出をしていないものも含まれます。</p> <p>(8) 「4」欄に係る法人は、今回の贈与の直前及び贈与の時において、特定贈与者及び特定期間会社の親族等が、その法人の発行済株式総数等の2分の1超の株式等を有している法人に限られます。</p> <p>(9) 「2」、「3」又は「4」欄について、該当する法人が2以上ある場合には、この用紙を複数枚使用します。</p>	<p style="text-align: center;">使 用 目 的 等</p> <p>1. この判定明細書は、特定贈与者であった被相続人の死時に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定期間会社株式等について特定期間会社株式等についての相続税の課税価格の計算の権利を受けようとする場合に、その贈与時において特例の適用要件を満たしているかどうかを判定するための書類です。</p> <p>2. この判定明細書は、贈与税の申告において「贈与税の申告書第一表」、「贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」及び「平成…年分 特定期間会社株式等による贈与額」その他必要な添付書類と一緒に提出してください。</p> <p>3. 用語の意義</p> <p>(1) 「ア 株主等の状況」欄の「氏名（名称）」欄及び④欄の「特定贈与者の親族等」とは、特定贈与者の親族及びその特定贈与者と供託特別措置法施行令第40条の2の2第8項により準用される第40条の2第9項に定める特別の関係のある者をいいます。</p> <p>(2) ②及び⑤欄の「中心的な同族団体株主グループ」とは、受贈者(A)並びにその受贈者(A)の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の親族をいいます。</p> <p>4. 記載に当たっての留意事項</p> <p>(1) ①、③、④及び⑥欄の総括等には、該決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式（出資）の株数等が含まれます。</p> <p>(2) ④、⑤及び⑥欄の総括等には、該決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等は含まれません。</p> <p>(3) 「ア 株主等の状況」欄には、「特定期間会社株主等である者及び中心的な同族団体株主グループに属する者」について各人ごとに記入し、それ以外の株主又は社員については「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。</p> <p>(4) A欄には、受贈者の氏名を記入します。</p> <p>(5) 「イ 特定期間会社が今回の贈与の前に贈与をした当該法人の株式（出資）について承認特別措置法第69条の5第10項の届出状況」欄には、特定期間会社株式等（2の法人の株式（出資）を除きます。）とみなされる租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対応株式（2の法人の株式（出資）に限りません。）についても記載します（今回の贈与を受けた人以外の人に係る株式（出資）を含みます。）</p> <p>(6) ②、③及び④欄は、今回の贈与の時ににおいて当該株式（出資）を原則的評価方式により評価した額を記入します。</p> <p>(7) 「3」欄に係る法人は、当該法人に係る株式（出資）の贈与の直前及び贈与の時において、特定贈与者及び特定期間会社の親族等が、その法人の発行済株式総数等（該決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除きます。次の(8)において同じです。）の2分の1超の株式等（該決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除きます。次の(8)において同じです。）を有している法人（特定期間会社株式等とみなされる租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対応株式に係る法人を含みます。）に限られます。</p> <p>また、租税特別措置法第69条の5第10項の届出をしていないものも含まれます。</p> <p>(8) 「4」欄に係る法人は、今回の贈与の直前及び贈与の時において、特定贈与者及び特定期間会社の親族等が、その法人の発行済株式総数等の2分の1超の株式等を有している法人に限られます。</p> <p>(9) 「2」、「3」又は「4」欄について、該当する法人が2以上ある場合には、この用紙を複数枚使用します。</p>

改 正 後

改 正 前

相続（包括追贈を含む。）により承繼する贈与税及び加算税について

あなたが、被相続人_____殿の相続（包括追贈を含む。）により承繼する贈与税及び加算税の額（「平成____年分贈与税____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第800条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) (相続分)

$$\boxed{\text{円}} \times \boxed{/} = \boxed{A} \text{ 円}$$

(注) 「(基礎となる税額)」は、「平成____年分贈与税____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇課税標準等及び税率等の計算明細」の「①差引税額の合計額(納付すべき税額(⑦+⑧))」の「相続(△) 相続」欄の額です。

2 「納付すべき 加算税の額」欄の税額

上記1の八の税額の内訳
※以外の金額があるときは、該税額の
基礎となる税額の計算結果(税額(△))
により合計額を計算しています。

(1) 申告加算税

(基礎となる税額) (加算税の割合)

$$\boxed{0,000\text{円}} \times \boxed{/100} = \boxed{B} \text{ 円}$$

(基礎となる税額) (加算税の割合 (相続通則法第2条第2項適用分))

$$\boxed{0,000\text{円}} \times \boxed{5/100} = \boxed{C} \text{ 円}$$

申告加算税の額 (B+C) 円

(2) 重加算税

(基礎となる税額) (加算税の割合)

$$\boxed{0,000\text{円}} \times \boxed{/100} = \boxed{D} \text{ 円}$$

(注) 上記1、2の基礎となる税額とは、「上記1の八の税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納稅猶予税額控除後の 納付すべき 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) (相続分)

$$\boxed{\text{円}} \times \boxed{/} = \boxed{E} \text{ 円}$$

(注) 「(基礎となる税額)」は、「平成____年分贈与税____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇課税標準等及び税率等の計算明細」の「⑥申告期限までに納付すべき税額(⑩-⑪-⑫)」の「相続(△) 遺嘱」欄の額です。

() 枚のうち () 枚目

(第9-61-1-A4表-1)

一通
知用

相続（包括追贈を含む。）により承繼する贈与税及び加算税について

あなたが、被相続人_____殿の相続（包括追贈を含む。）により承繼する贈与税及び加算税の額（「平成____年分贈与税____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第800条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) (相続分)

$$\boxed{\text{円}} \times \boxed{/} = \boxed{A} \text{ 円}$$

(注) 「(基礎となる税額)」は、「平成____年分贈与税____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇課税標準等及び税率等の計算明細」の「①差引税額の合計額(納付すべき税額(⑦+⑧))」の「相続(△) 相続」欄の額です。

2 「納付すべき 加算税の額」欄の税額

上記1のAの税額の内訳
※以外の金額があるときは、該税額の
基礎となる税額の計算結果(税額(△))
により合計額を計算しています。

(1) 申告加算税

(基礎となる税額) (加算税の割合)

$$\boxed{0,000\text{円}} \times \boxed{/100} = \boxed{B} \text{ 円}$$

(基礎となる税額) (加算税の割合 (相続通則法第2条第2項適用分))

$$\boxed{0,000\text{円}} \times \boxed{5/100} = \boxed{C} \text{ 円}$$

申告加算税の額 (B+C) 円

(2) 重加算税

(基礎となる税額) (加算税の割合)

$$\boxed{0,000\text{円}} \times \boxed{/100} = \boxed{D} \text{ 円}$$

(注) 上記1、2の基礎となる税額とは、「上記1の八の税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納稅猶予税額控除後の 納付すべき 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) (相続分)

$$\boxed{\text{円}} \times \boxed{/} = \boxed{E} \text{ 円}$$

(注) 「(基礎となる税額)」は、「平成____年分贈与税____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇課税標準等及び税率等の計算明細」の「⑥申告期限までに納付すべき税額(⑩-⑪)」の「相続(△) 遺嘱」欄の額です。

() 枚のうち () 枚目

(第9-61-1-A4表-1)

一通
知用

改 正 後	改 正 前																																												
<p>平成 年分贈与税 通知書 及び加算税の賦課決定通知書 【住宅取得等資金の非課税分に関する明細】</p> <p>(通知用)</p> <p>氏名 _____ 番</p> <p>この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。 該税額明細の計算明細の部税又は税額の金額は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○該税額明細及び税額等の計算明細」の「1 賦税額(税額)」欄、又は「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○該税額明細及び税額等の計算明細」欄の該税額(税額)欄に記入されております。 なお、該税額(税額)欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の該税額(税額)欄に記入される金額はありません。</p> <p>○該税額明細の計算明細</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区 分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">當初取扱額(税)</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">額</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">増減(△)額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">住宅取得等資金の合計額 ①</td><td style="padding: 2px;">①</td><td style="padding: 2px;">②</td><td style="padding: 2px;">③</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">住宅取扱等資金の合計額 ②</td><td style="padding: 2px;">④</td><td style="padding: 2px;">⑤</td><td style="padding: 2px;">⑥</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">半分の中位において余額税の適用を受ける住宅取得等資金の合計額 (最高500万円)</td><td style="padding: 2px;">⑦</td><td style="padding: 2px;">⑧</td><td style="padding: 2px;">⑨</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">住宅取扱等資金の税額(税額) (① - ⑦)</td><td style="padding: 2px;">⑩</td><td style="padding: 2px;">⑪</td><td style="padding: 2px;">⑫</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑩のうち贈税額の適用を受ける金額</td><td style="padding: 2px;">⑬</td><td style="padding: 2px;">⑭</td><td style="padding: 2px;">⑮</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑩のうち非課税額の適用を受ける金額</td><td style="padding: 2px;">⑯</td><td style="padding: 2px;">⑰</td><td style="padding: 2px;">⑱</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">既存者別に非課税額の適用を受ける金額の合計額 (⑯+⑰) (最高・500万円又は⑩の金額のうち大きい金額)</td><td style="padding: 2px;">⑲</td><td style="padding: 2px;">⑳</td><td style="padding: 2px;">㉑</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑩のうち贈税額に算入される金額 (⑬ - ⑲)</td><td style="padding: 2px;">㉒</td><td style="padding: 2px;">㉓</td><td style="padding: 2px;">㉔</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑩のうち課税額に算入される金額 (㉒ - ㉓)</td><td style="padding: 2px;">㉕</td><td style="padding: 2px;">㉖</td><td style="padding: 2px;">㉗</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">半分の住宅取得等資金の贈与へ振り戻される非課税額 (500万円 - ㉑ - ㉕)</td><td style="padding: 2px;">㉘</td><td style="padding: 2px;">㉙</td><td style="padding: 2px;">㉚</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(新規)</p> <p style="text-align: center;">第一表の(II)</p>	区 分	當初取扱額(税)	額	増減(△)額	住宅取得等資金の合計額 ①	①	②	③	住宅取扱等資金の合計額 ②	④	⑤	⑥	半分の中位において余額税の適用を受ける住宅取得等資金の合計額 (最高500万円)	⑦	⑧	⑨	住宅取扱等資金の税額(税額) (① - ⑦)	⑩	⑪	⑫	⑩のうち贈税額の適用を受ける金額	⑬	⑭	⑮	⑩のうち非課税額の適用を受ける金額	⑯	⑰	⑱	既存者別に非課税額の適用を受ける金額の合計額 (⑯+⑰) (最高・500万円又は⑩の金額のうち大きい金額)	⑲	⑳	㉑	⑩のうち贈税額に算入される金額 (⑬ - ⑲)	㉒	㉓	㉔	⑩のうち課税額に算入される金額 (㉒ - ㉓)	㉕	㉖	㉗	半分の住宅取得等資金の贈与へ振り戻される非課税額 (500万円 - ㉑ - ㉕)	㉘	㉙	㉚	
区 分	當初取扱額(税)	額	増減(△)額																																										
住宅取得等資金の合計額 ①	①	②	③																																										
住宅取扱等資金の合計額 ②	④	⑤	⑥																																										
半分の中位において余額税の適用を受ける住宅取得等資金の合計額 (最高500万円)	⑦	⑧	⑨																																										
住宅取扱等資金の税額(税額) (① - ⑦)	⑩	⑪	⑫																																										
⑩のうち贈税額の適用を受ける金額	⑬	⑭	⑮																																										
⑩のうち非課税額の適用を受ける金額	⑯	⑰	⑱																																										
既存者別に非課税額の適用を受ける金額の合計額 (⑯+⑰) (最高・500万円又は⑩の金額のうち大きい金額)	⑲	⑳	㉑																																										
⑩のうち贈税額に算入される金額 (⑬ - ⑲)	㉒	㉓	㉔																																										
⑩のうち課税額に算入される金額 (㉒ - ㉓)	㉕	㉖	㉗																																										
半分の住宅取得等資金の贈与へ振り戻される非課税額 (500万円 - ㉑ - ㉕)	㉘	㉙	㉚																																										

改 正 後	改 正 前																																																																																																																								
<p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">平成 年分贈与税 通知書 及び扣算税の賦課決定通知書</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">(通知用)</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">【相続特権算税取扱いによる明細】</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">氏名 _____ 扇</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">この表は、『平成 年分贈与税 通知書及び扣算税の賦課決定通知書』第一表の「C相続特権算税取扱いによる明細」の「II 相続特権算税取扱いによる計算明細です。</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">○保険賃貸等及び掛詰等の計算明細</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 20%;">専用賃貸の戸名</th> <th style="width: 20%;">額</th> <th style="width: 20%;">増減(△)差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>財産の賃貸の合計額(賃貸価格)</td><td>①</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>①のうち 住宅取得等買入の額</td><td>②</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>①のうち 住宅取得等買入額の内 (△) 一</td><td>△</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>過去の年分の借入において返済した返済金額の合計額(最高1,000万円)</td><td>③</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>住宅賃貸特別控除額の算額 (△) 1,000万円 - △</td><td>④</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>住宅賃貸特別控除額 (△) 1,000万円 - △</td><td>⑤</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>返済額に算入される保証金の特別控除額 (△) 1,000万円 - △</td><td>⑥</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>△の控除後の賃貸額</td><td>⑦</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>過去の年分において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)</td><td>⑧</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>特別控除額の残額(2,500万円 - △)</td><td>⑨</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>特別控除額の残額(△の金額と他の金額のいずれか低い金額) 2年以内に算入される特別控除額 (△) 2,500万円 - △</td><td>⑩</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>△の控除後の賃貸額(△ - △)</td><td>⑪</td><td>.000</td><td>.000</td></tr> <tr><td>△に対する差額(△ × 20%)</td><td>⑫</td><td>.00</td><td>.00</td></tr> <tr><td>外因賃貸の賃貸額</td><td>⑬</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>差引賃額(⑪ - ⑬)</td><td>⑭</td><td>"</td><td>"</td></tr> </tbody> </table>	区分	専用賃貸の戸名	額	増減(△)差額	財産の賃貸の合計額(賃貸価格)	①	"	"	①のうち 住宅取得等買入の額	②	"	"	①のうち 住宅取得等買入額の内 (△) 一	△	"	"	過去の年分の借入において返済した返済金額の合計額(最高1,000万円)	③	"	"	住宅賃貸特別控除額の算額 (△) 1,000万円 - △	④	"	"	住宅賃貸特別控除額 (△) 1,000万円 - △	⑤	"	"	返済額に算入される保証金の特別控除額 (△) 1,000万円 - △	⑥	"	"	△の控除後の賃貸額	⑦	"	"	過去の年分において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)	⑧	"	"	特別控除額の残額(2,500万円 - △)	⑨	"	"	特別控除額の残額(△の金額と他の金額のいずれか低い金額) 2年以内に算入される特別控除額 (△) 2,500万円 - △	⑩	"	"	△の控除後の賃貸額(△ - △)	⑪	.000	.000	△に対する差額(△ × 20%)	⑫	.00	.00	外因賃貸の賃貸額	⑬	"	"	差引賃額(⑪ - ⑬)	⑭	"	"	<p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">平成 年分贈与税 通知書 及び扣算税の賦課決定通知書</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">(通知用)</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">【相続特権算税取扱いによる明細】</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">氏名 _____ 扇</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">この表は、『平成 年分贈与税 通知書及び扣算税の賦課決定通知書』第一表の「C相続特権算税取扱いによる明細」の「II 相続特権算税取扱いによる計算明細です。</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">○保険賃貸等及び掛詰等の計算明細</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 20%;">専用賃貸額(△)</th> <th style="width: 20%;">額</th> <th style="width: 20%;">増減(△)差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>財産の賃貸の合計額(賃貸価格)</td><td>①</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>①のうち 住宅取得等買入の額</td><td>②</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>①のうち 住宅取得等買入額の内 (△) 一</td><td>△</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>過去の年分の借入において返済した返済金額の合計額(最高1,000万円)</td><td>③</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>返済金額の合計額の算額(△) 1,000万円 - △</td><td>④</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>返済金額の算額(△) 1,000万円 - △</td><td>⑤</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>返済額に算入される保証金特別控除額 (△) 1,000万円 - △</td><td>⑥</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>特別控除額の残額(△ - △)</td><td>⑦</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>特別控除額の残額(△の金額と他の金額のいずれか低い金額) 2年以内に算入される特別控除額 (△) 2,500万円 - △</td><td>⑧</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>△の控除後の賃貸額(△ - △)</td><td>⑨</td><td>.000</td><td>.000</td></tr> <tr><td>△に対する差額(△ × 20%)</td><td>⑩</td><td>.00</td><td>.00</td></tr> <tr><td>外因賃貸の賃貸額</td><td>⑪</td><td>"</td><td>"</td></tr> <tr><td>差引賃額(⑨ - ⑪)</td><td>⑫</td><td>"</td><td>"</td></tr> </tbody> </table>	区分	専用賃貸額(△)	額	増減(△)差額	財産の賃貸の合計額(賃貸価格)	①	"	"	①のうち 住宅取得等買入の額	②	"	"	①のうち 住宅取得等買入額の内 (△) 一	△	"	"	過去の年分の借入において返済した返済金額の合計額(最高1,000万円)	③	"	"	返済金額の合計額の算額(△) 1,000万円 - △	④	"	"	返済金額の算額(△) 1,000万円 - △	⑤	"	"	返済額に算入される保証金特別控除額 (△) 1,000万円 - △	⑥	"	"	特別控除額の残額(△ - △)	⑦	"	"	特別控除額の残額(△の金額と他の金額のいずれか低い金額) 2年以内に算入される特別控除額 (△) 2,500万円 - △	⑧	"	"	△の控除後の賃貸額(△ - △)	⑨	.000	.000	△に対する差額(△ × 20%)	⑩	.00	.00	外因賃貸の賃貸額	⑪	"	"	差引賃額(⑨ - ⑪)	⑫	"	"
区分	専用賃貸の戸名	額	増減(△)差額																																																																																																																						
財産の賃貸の合計額(賃貸価格)	①	"	"																																																																																																																						
①のうち 住宅取得等買入の額	②	"	"																																																																																																																						
①のうち 住宅取得等買入額の内 (△) 一	△	"	"																																																																																																																						
過去の年分の借入において返済した返済金額の合計額(最高1,000万円)	③	"	"																																																																																																																						
住宅賃貸特別控除額の算額 (△) 1,000万円 - △	④	"	"																																																																																																																						
住宅賃貸特別控除額 (△) 1,000万円 - △	⑤	"	"																																																																																																																						
返済額に算入される保証金の特別控除額 (△) 1,000万円 - △	⑥	"	"																																																																																																																						
△の控除後の賃貸額	⑦	"	"																																																																																																																						
過去の年分において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)	⑧	"	"																																																																																																																						
特別控除額の残額(2,500万円 - △)	⑨	"	"																																																																																																																						
特別控除額の残額(△の金額と他の金額のいずれか低い金額) 2年以内に算入される特別控除額 (△) 2,500万円 - △	⑩	"	"																																																																																																																						
△の控除後の賃貸額(△ - △)	⑪	.000	.000																																																																																																																						
△に対する差額(△ × 20%)	⑫	.00	.00																																																																																																																						
外因賃貸の賃貸額	⑬	"	"																																																																																																																						
差引賃額(⑪ - ⑬)	⑭	"	"																																																																																																																						
区分	専用賃貸額(△)	額	増減(△)差額																																																																																																																						
財産の賃貸の合計額(賃貸価格)	①	"	"																																																																																																																						
①のうち 住宅取得等買入の額	②	"	"																																																																																																																						
①のうち 住宅取得等買入額の内 (△) 一	△	"	"																																																																																																																						
過去の年分の借入において返済した返済金額の合計額(最高1,000万円)	③	"	"																																																																																																																						
返済金額の合計額の算額(△) 1,000万円 - △	④	"	"																																																																																																																						
返済金額の算額(△) 1,000万円 - △	⑤	"	"																																																																																																																						
返済額に算入される保証金特別控除額 (△) 1,000万円 - △	⑥	"	"																																																																																																																						
特別控除額の残額(△ - △)	⑦	"	"																																																																																																																						
特別控除額の残額(△の金額と他の金額のいずれか低い金額) 2年以内に算入される特別控除額 (△) 2,500万円 - △	⑧	"	"																																																																																																																						
△の控除後の賃貸額(△ - △)	⑨	.000	.000																																																																																																																						
△に対する差額(△ × 20%)	⑩	.00	.00																																																																																																																						
外因賃貸の賃貸額	⑪	"	"																																																																																																																						
差引賃額(⑨ - ⑪)	⑫	"	"																																																																																																																						

改 正 後	改 正 前
<p>やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書</p> <p>1 使用目的 この申請書は、租税特別措置法第37条第4項又は同法第37条の5第2項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。</p> <p>2 記載要領等 (1) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他の事項となるべき事項を詳細に記載してください。 (2) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再びの取得期限の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。</p>	<p>やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書</p> <p>1 使用目的 この申請書は、租税特別措置法第37条第4項又は同法第37条の5第2項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。</p> <p>2 記載要領等 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他の事項となるべき事項を詳細に記載してください。</p>

